

計画策定専門調査会（第11回）議事録（案）

1 日 時 平成27年10月26日（月） 13:30～15:30

2 場 所 内閣府本府庁舎 3階 特別会議室

3 出席者

会長	鹿嶋 敬	一般財団法人女性労働協会会長
委員	岡本 直美	日本労働組合総連合会顧問
同	柿沼 トミ子	全国地域婦人団体連絡協議会会長
同	工藤 由貴子	横浜国立大学教授
同	五條 満義	東京農業大学准教授
同	鈴木 準	株式会社大和総研主席研究員
同	高橋 史朗	明星大学教授
同	種部 恭子	日本産科婦人科学会特任理事
同	天日 隆彦	読売新聞東京本社論説委員
同	西 希代子	慶應義塾大学大学院法務研究科准教授
同	二宮 正人	北九州市立大学教授
同	渡辺 美代子	国立研究開発法人科学技術振興機構副理事

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 加藤大臣あいさつ
- (3) 第4次男女共同参画基本計画の策定に当たっての基本的な考え方（案）について
- (4) その他
- (5) 閉会

5 配布資料

- ・資料1 第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方についての公聴会及び意見募集の結果（集計）
- ・資料2 第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方についての公聴会及び意見募集の結果（意見の概要）
- ・資料3 第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（案）

6 参考資料

- ・参考資料 林文子委員提出意見

7 議事録

○鹿嶋会長 それでは、ただいまから、第11回「男女共同参画会議計画策定専門調査会」を開催いたします。

本日は、第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(案)について、パブリックコメント及び公聴会で出された国民の皆様からの御意見を踏まえまして、7月に取りまとめた素案をもとに修正したものを皆様のお手元にお配りしてあります。これを御確認いただいて、委員の皆様から御意見をいただく予定です。

また、本日は、10月7日に就任されました加藤内閣府特命担当大臣に御出席いただきありがとうございますので、一言御挨拶をいただきたいと思います。

○加藤大臣 このたびの内閣改造で女性活躍・男女共同参画の担当大臣を拝命いたしました加藤勝信でございます。

会長初め委員の先生方には、大変お忙しい中、こうしてお集まりをいただきありがとうございます。改めて御礼を申し上げたいと思います。あとは座らせていただいて御挨拶させていただきます。

きょうは、専門調査会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

鹿嶋会長初め皆様方におかれましては、昨年10月の総理からの諮問を受けて、第4次男女共同参画基本計画の策定に当たっての基本的な考え方について熱心に御審議をいただいておりますこと、また、日ごろから、この場以外でもさまざまな形で、男女共同参画、女性の活躍に対して御貢献をいただいておりますことに改めて御礼を申し上げたいと思います。

また、安倍内閣では、全ての女性が輝く社会の実現を最重要施策の一つとしております。また、今回、少子高齢化という構造的な課題に挑戦をして、活力ある社会を実現するため、一人一人の日本人誰もが、家庭で、職場で、地域社会で、今よりももう一歩前に踏み出していけるようにしていく必要がある。そのためにも女性の活躍が重要な柱であります。一億総活躍社会の実現、また、その原動力になるよう努めていきたいと思っております。

今回お願いしております第4次男女共同参画基本計画は、男女共同参画、女性活躍に関する今後5年間の基本的な方向を示す、大変重要な計画でございます。きょうは、これまでのパブリックコメント等を踏まえた御議論をさらにもお願いをするわけではありますが、本年末を目途に閣議決定を目指しているところでございます。どうか、そうしたスケジュールも念頭に置いていただきながら、委員の先生方のお力添えをいただきまして、真に実効性のある計画の策定をお願いしたいと考えております。どうか忌憚なく活発な御審議をいただきますようお願い申し上げて、私からの御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

ここで加藤大臣は次の公務のために御退室されます。プレスの方はこのままお待ちください。

(加藤大臣退室)

○鹿嶋会長 それでは、プレスのカメラ撮りの方はここまでですが、よろしいですかね。

事務局の担当者に変更がありましたので、御紹介いたします。

まず、男女共同参画局担当の大塚大臣官房審議官です。

次に、小林暴力対策推進室長です。

石橋男女共同参画推進官です。

ありがとうございます。

では、続きまして、事務局から資料の確認についての説明をお願いします。

○伊藤調査課長 それでは、資料でございますけれども、まず、資料1、カラフルな資料になっておりますけれども、今回の公聴会、それから、パブリックコメントの集計結果の概要の一枚紙です。

続いて、資料2が公聴会と意見募集のときに出てきた御意見を整理したものでございます。

それから、資料3が、素案に対して、パブリックコメント、公聴会の意見を反映した修正案としてお配りしているものでございます。

このほか、林委員がきょう御欠席でございますけれども、御意見として一枚、資料を提出されておりますので、それを配付しております。御確認をいただければと思います。

そのほか、机の上に、ございます黄色と青いファイルに、3次計画等の関係資料がつづってございますので、必要に応じて御参照いただければと思います。

以上です。

○鹿嶋会長 それでは、本日の議題に移ります。

まず、本日の進め方ですけれども、パブリックコメントと公聴会について事務局から報告してもらい、その後、それらの意見の結果を踏まえた第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（案）を議論させていただきたいと思います。

基本的な考え方の案につきましては、時間の都合上、3つに分けて議論をします。時間配分は、「第1部 基本的な方針」と、「第2部 政策」領域の「Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍」で40分、次に、「政策」領域の「Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現」で約30分、次に、「政策」領域、「Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」及び「Ⅳ 推進体制の整備・強化」で約30分を費やしたいと思っております。

ただし、第5分野の「科学技術・学術における男女共同参画の推進」につきましては、渡辺委員がおくれて来られるため、「政策」領域、「Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現」の部分とあわせて議論をしたいと思います。

進行につきましては、皆様の御協力をぜひお願いしたいと思っております。

まず、パブリックコメントと公聴会の結果につきまして、事務局から報告をお願いします。

○伊藤調査課長 それでは、資料１と資料２に基づきまして、簡単に概要を御説明させていただきますと思います。

主に資料１で御説明させていただきますが、公聴会につきまして、一番上にごさいますように、東京も含めまして、全国６会場で開催をいたしました。８月２４日、宮城会場で８４人、８月３１日、東京会場で２０７人、９月２日、広島会場で１０２人、９月７日、愛知会場で１５３人、９月９日、京都会場で１４１人、９月１１日、福岡会場で１９４人ということで、合計８８１人の方に御参加をいただきまして、御意見をいただきました。

それから、パブリックコメントにつきましても、素案の公表の翌日である７月２９日から９月２４日まで御意見を受け付けました。意見の総数は、合計欄にごさいますとおり、３,６１６件でございます。３,６１６件の分野ごとの内訳を見ますと、下の棒グラフのほうがわかりやすいかと思いますが、意見の数として一番多かったのが第７分野、暴力分野の６８１件、その次に多かったのが、第１０分野、教育・メディアで５０３件、その他、雇用・ワーク・ライフ・バランス関係の第３分野で４４８件などとなっております。

個々の御意見の内容につきましては、資料２に分野ごとに整理をしてございます。非常に多岐にわたっておりまして、後ほど資料３を使いまして、素案からの修正点についての御説明の際に、反映する主な御意見の内容を御紹介いたしますので、詳細については割愛させていただきますけれども、構成を御紹介だけしておきますと、１ページ目が「第１部 基本的な方針」、これが６ページ目まで並んでいるということでございます。それから、７ページ目以降が「第２部 政策編」でございます。全部で１２の個別分野がありまして、さらに推進体制がございます。順次、第１分野の「男性中心型の労働慣行の変革と女性の活躍」に関しての御意見、１２ページ以降からは、第２分野の「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」に関する御意見、１２分野が続いた後、最後、５８ページ以降が、推進体制についての御意見でございます。必要に応じて御参照いただければと思います。

簡単ですが、以上です。

○鹿嶋会長 今、パブコメ、公聴会等の説明があったわけですが、質問、御意見等ございますか。

○鈴木委員 ありがとうございます。

今、形式的なところの御説明でございましたけれども、前回との違い、例えば、パブコメの数は恐らく大きく減ったように思いますけれども、減ったからといって何か問題だということではありませんが、その辺、前回との違い、あるいは内容について事務局でどういう総括をされたか、コメントをいただければと思います。

○伊藤調査課長 第３次計画の際に、同じようにパブリックコメント、公聴会を開催して御意見をいただいたわけでございますけれども、３次計画との比較で申し上げますと、３次計画の場合は、全体で１万３,２８９件の御意見がございました。その中で一番多かったのは、

旧第2分野、制度のところでございますけれども、配偶者控除ですとか、民法改正に関する御意見などが多くございました。その次に多かったのは、旧第10分野の教育分野で3,370件ございました。その次が旧第9分野、暴力分野で1,425件でございました。

今回は、期間が非常に長かったにもかかわらず、御意見の数は比較的落ち着いた数字となっております。正確にその要因分析というのはなかなか難しいところもございますけれども、個人的な印象だけで申し上げれば、先ほど申し上げたように、配偶者控除ですとか、あるいは民法改正、例えば、選択的夫婦別氏の話ですとか、賛成、反対が二分するような御意見、そういうところが前は結構多かったわけですが、今回はそれに比較いたしますと若干落ち着いたような形で、建設的な御意見も多かったのではないかという印象もございます。数字は前回の1万3,000件と比較いたしますと少し少ないようにも見えますけれども、ほかの分野の計画等のパブリックコメントの数から見ましても、かなり多いほうかなと思います。

あと、1次、2次と、どういう推移だったか補足で申し上げますと、第1次のときには1,002件、第2次が5,941件という形で、前回がかなり大きく膨らんで1万3,000件となりましたが、今回は3,600件でございまして、それをどのように総括するかはなかなか難しいところもございますけれども、前回との比較でいけば、先ほど申し上げたような感じかなと思っております。

以上です。

○鹿嶋会長 よろしいですか、それで。

ほかにはよろしいですか。

引き続き、基本的な考え方（案）についての議論に入ります。まず「第1部 基本的な方針」及び「第2部 政策編」の1つ目の政策領域、「あらゆる分野における女性の活躍」の5分野以外の分について、素案からの変更点について、事務局から説明をお願いします。

○大隈推進課長 それでは、資料3に基づきまして、パブリックコメント等を踏まえての修正点につきまして御説明をいたします。

まず、資料3の1ページを御覧いただければと思います。第1部の1目指すべき社会の③でございますが、男性中心型労働慣行についての注を入れています。

また、同じ③の2行目です。これはパブリックコメントの意見などを踏まえまして、文言の技術的な修正です。

それから、3ページをおめくりいただければと思います。「(2) 女性をめぐる状況の変化」「イ M字カーブ問題と働き方の二極化」というところがございます。第一子出産を機に、特に非正規雇用の女性の、従前は「離職する割合が高い」と書いてございましたけれども、離職する方、離職せざるを得ない方、両方あるということで、そういったパブリックコメントの意見を踏まえまして、「離職率が高い実態がある」という客観的な言い方とさせていただきます。

それから、同じ段落でございますけれども、希望を持ちながら労働市場に参加できてい

ない女性約300万人、ここを「潜在力」と書いておりましたが、これもパブリックコメントの意見を踏まえ、「非常に大きな損失」という書き方をしております。

また、4ページでございます。「(2) 女性をめぐる状況の変化」の「ウ 女性のライフスタイルや世帯構造の変化」のところでございます。就業の中断の理由として、「出産・育児」と書いておりましたけれども、ここもパブリックコメントの御意見を踏まえ、「出産・育児・介護等による就業の中断」と「介護」を明記いたしました。

また、同じ4ページの「(3) 男性の仕事と生活を取り巻く状況」のところでございます。上から4行目のところから、「男女の能力や適性に関する固定的な見方」を「性差に対する偏見」と書いてございましたけれども、委員の御指摘を踏まえまして「性差に関する偏見」と修正をさせていただきました。「性差に対する偏見」ですと、性差そのものへの偏見という誤解を招く言葉であるということで、「性差に関する」と修正をしたところでございます。

続きまして、5ページをおめくりいただければと思います。「(6) 国際社会への積極的な貢献の重要性」を書いてございますけれども、ここは、国連での取組につきまして時点修正をして、2030のアジェンダを策定したということで、時点修正をしております。

それから、同じ5ページ、柱の4で「第4次男女共同参画基本計画の策定方針と構成」の「(1) 策定方針」のところでございます。策定方針について10掲げている①でございすけれども、これも公聴会などでの御意見を踏まえまして、「世代を越えた男女の理解の下、」ということで、そして世代を越えて、男女の理解のもとに策定をしていくという趣旨で盛り込んだところでございます。

「第1部 基本的な方針」の修正については、以上のとおりでございます。

引き続きまして、「第2部 政策編」の「I あらゆる分野における女性の活躍」ということで、第1分野の「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」でございます。

まず、目標について直しておりますが、「性差に関する」というのは先ほど説明したところでございます。全体を通して、この「性差に対する」を「性差に関する」に直してございます。

その下、3つ目の段落でございます。ここは男性中心型労働慣行、この計画の中でも大変重要なキーワードになってくるところだと思います。ここににつきまして、パブリックコメントの御意見を踏まえ、また、今回の計画の中でも非常に重要な文言であるということで、会長からの御指示もいただきまして、事務局として、もう一度文言を精査いたしまして、従前、「年功的な処遇の下」で始まっておりましたけれども、「勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間労働や転勤を当然とする男性正社員を前提とした働き方や、家計補助的な非正規雇用などを特徴とする既婚女性の働き方」ということで、言葉を補いまして、よりわかりやすくしたこと、それから、慣行ということで最後までしておりますので、男性の働き方、女性の働き方というような文末の文言についても見直しをして修正をしたところでございます。

続きまして、8ページでございます。「1 長時間労働の削減などの働き方改革」「(2)

具体的な取組」の①でございます。労働基準法につきましては、前回の通常国会に改正法案が提出されておりましたが、今、継続審議ということで、Pの後ろは、その関係で修正をいたしました。①の2行目以下のところは労働基準法の改正案の内容を示したほうが良いという御意見をいただきまして、追記したところでございます。

続きまして、9ページを御覧いただければと思います。ここは、第1分野の2つ目の柱、「家事・育児・介護等に男性が参画可能となるための環境整備」の「(2) 具体的な取組」でございます。アでございます。従前、「企業における男性管理職等の意識啓発」と書いておりましたが、意識啓発は管理職だけでなく、経営者の意識啓発も重要であり、また、男女にかかわらないものであるという御意見を踏まえまして、「企業における経営者及び管理職等の意識啓発」としております。

また、同じアの②でございます。「育児休業等を理由とする男性に対する不利益取扱いをなくするため、企業におけるハラスメント防止対策等を推進するとともに、企業が適切な取組を行わない場合には、是正指導も含めた働きかけを行う。」ということで、パブリックコメントの御意見も踏まえ、国による是正指導についても追記をいたしました。

その下の「イ 地域等における環境整備」でございます。ここは「保育等の受け皿」という文言を、厚生労働省から、「保育の受け入れ枠」と文言修正したいという御意見をいただいております。修正をしております。

次の同じ9ページの柱の3「男女共同参画に関する男性の理解の促進」のところでございます。「(2) 具体的な取組」の①でございますが、これは従前、「男性が育児・介護に参画するための環境整備」と書いておりましたが、「家事」も入れるべきというパブリックコメントの意見を踏まえて入れております。

また、②につきましても、「家事・育児等を前向き」を「自らのことととらえ」と、「積極的に参加する」を「主体的に参画する」と、パブリックコメントの御意見を踏まえ、修正をしたところでございます。

また、同じ柱の10ページに移らせていただきますけれども、⑤のところでございます。世帯類型別の男性の育児休業の取得状況等の調査を実施するという書きぶりでございますが、「世帯類型別」を当初「共働き世帯と専業主婦世帯」と書いておりましたが、それ以外の、例えば、ひとり親世帯などもあるということで、「共働き世帯・専業主婦世帯等」としております。

⑥は①と趣旨が重複しておりましたので、ここは事務局で削除いたしました。新しい⑥を追加しておりますが、パブリックコメントの中で、教育における男女共同参画の意識を高める取組が重要であるという御意見を踏まえ、⑥を追加したところでございます。

10ページ、柱の4つ目でございます。ポジティブ・アクションの関係でございますが、「(2) 具体的な取組」の②に、これもパブリックコメントの意見を踏まえ、「国連女性のエンパワーメント原則（WEPS）の周知や、」を追記したところでございます。

第1分野は以上でございます。

12ページでございます。第2分野「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」でございます。

目標の3つ目の段落のところでございますけれども、平成24年12月に発足した第二次安倍内閣では、「女性活躍」を政府の最重要課題として主流化し、「この2年間に」と書いておりましたけれども、ここも時点修正、これを最初にお出ししたときから時間がたっておりますので、「これまで」という形で修正をしております。時点修正でございます。

それから、目標の下から2つ目の段落のところでございます。ここもパブリックコメントの御意見や、また会長の御指示などもいただきまして、事務局で精査をいたしまして、「将来指導的に成長していく女性の人材プールを厚くするため、継続就業やワーク・ライフ・バランス等の環境整備はもちろん、研修・育成を含めた幅白い支援等の取組を大胆に進め、」ということで、研修・育成の重要性を追記させていただいたところでございます。

第2分野につきましては、少し飛びますが、17ページを御覧いただければと思います。17ページの柱の4「経済分野」の「(1) 施策の基本的方向」のところでございます。これまで、「基本的な考え方」の中で、法律を「制定した」「施行した」というような能動的な文体で書いてございましたけれども、参画会議の文章としては、これは適切ではないのではないかと。法律であれば、国会で成立をする、それから、施行は行政府がするというところで、参画会議の文体としては、ここは「制定され」「施行された」という受動態が適切ではないかという委員の御指摘を踏まえまして、修正をしております。

同じ17ページの(2)の「ア 企業における女性の参画の拡大」の④でございます。ここは、いわゆる地方公共団体で運営していただいております男女共同参画センターですとか、男女センターですとか、さまざまな名称があると思いますが、この「基本的な考え方」の中で、さまざまな名称を使っておりましたので、ここで「男女共同参画センター」と略称をつくったところでございます。

18ページでございます。「経済分野」の「具体的な取組」のところでございますけれども、「イ 女性の能力の開発・発揮のための支援」ということで、①でございますが、もともとは「社外役員制度を利用した女性の登用の促進」という書き方をしておりましたけれども、パブリックコメントの中で、社外からではなく、まさに企業の中で、将来役員や管理職に就くことが期待される女性社員の育成を促すことが重要であるという御意見を踏まえまして、①冒頭に追記をしております。

また、②でございます。ここでは、中小企業における女性人材の育成を書いていくべきとの御意見を踏まえ、「中小企業を含め企業における管理職候補者となる女性職員の要請」ということで、「中小企業」という言葉を明記させていただいたところでございます。

また、19ページ、柱の5、「その他の分野における女性の参画拡大」というところでございますけれども、その他の分野でも見える化の推進を行うことが重要だというパブリックコメントの御意見を踏まえまして、(2)のイに「見える化の推進を図る」と追記したところでございます。

第2分野は以上でございます。

21ページからの第3分野、「雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和」についての変更点を御説明いたします。

22ページでございます。柱の1の「(2)具体的な取組」のア、①は先ほど申し上げました労働基準法の改正法案が継続審議になっているということでの時点修正をしております。

22ページの⑥でございますが、パブリックコメントの御意見を踏まえまして、「長時間労働の削減」の前に「ワーク・ライフ・バランス実現のための」を追記しております。

また、⑦でございますが、「長時間労働の削減等の働き方改革に向けた国民運動を展開する。」と書いておりましたけれども、ここを具体的に書くべきという御意見を踏まえまして、「朝方勤務」「フレックスタイム制」、いわゆる「ゆう活」という具体的な文言を書き足したところでございます。

23ページでございます。イの①の2つ目の小さなポツでございます。ここでは介護離職の防止ということで書いておりますけれども、高齢化の進展を踏まえ、ますます介護離職防止の必要性が高まるという御意見を踏まえまして、「高齢化の進展等を踏まえ、」と入れております。

また、「労働政策審議会での検討も踏まえ、」というのは、現在、労働政策審議会での議論が始まったということで、事務局で時点修正をいたしました。

次の小さなポツでございます。これはパブリックコメントの中に、「ダブルケア」は女性だけの問題ではないという御意見がありましたので、一人の女性に育児と介護の負担が同時に係るという部分の「一人の女性に」を削除したところでございます。

24ページのウの②でございます。これは世帯類型のところに共働き・専業主婦以外に、ひとり親なども含めて「等」としたというのは先ほど御説明したとおりでございます。

⑥を追記しておりますのは、ここは男性の子育て・介護等への参画の促進ということでしたが、介護についての記述がないというパブリックコメントの御意見を踏まえまして、⑥を追加したところでございます。

それから、26ページでございます。「ウ 女性に対する各種ハラスメントの防止」につきまして、②のところ、ハラスメントの関係も、現在、労働政策審議会での議論が始まっておりますので、事務局で時点修正をいたしました。

それから、④でございます。ハラスメントの関係ですが、「ハラスメントに一元的に対応する体制の整備について、事業主の措置を促すことを検討する。」という文言を、委員の御意見を踏まえ、追記したところでございます。

また、28ページでございます。非正規関係の柱のところの「(2)具体的な取組」でございますけれども、②として「最低賃金の引上げのための環境整備を図る。」をパブリックコメントの御意見を踏まえ追記したところでございます。

下のイの①でございます。「施行した」「施行された」の修正、あるいは派遣法につきましては、前回の通常国会で改正法が成立をしておりますので、28ページから29ページにか

けましては、それを踏まえての修正をしたところでございます。

第3分野の最後でございますが、30ページの「多様な生き方、働き方を可能にするための支援」の「(2) 具体的な取組」の④でございますが、学び直しの内容について書いておりましたが、「学び直し」という言葉をしっかりと書くべきであるというパブリックコメントの意見を踏まえまして、「学び直し等の充実を図るため、」という文言を追加したところでございます。

3分野までは以上でございます。

○池永総務課長 続きまして、第4分野です。34ページを御覧ください。アの⑤でございますが、ここは、農山漁村の女性の参画計画の策定や目標設定に関して、市町村レベルで策定されているところが多くないので、分けて言及すべきだという意見がございましたので、市町村を強調する形に書いてございます。

続きまして、イの③とか④とか⑦、次のページのアの⑥とかございますけれども、農業のみならず、林業、漁業への言及が不足という御意見がございましたので、林業だとか畜産だとか、水産業といったことも書き込んでございます。

続きまして、35ページの4の(1)ですが、固定的役割分担意識について明示すべきという御意見がありましたので、3次計画の言いぶりを参考にして、このように書いてございます。

また、(2)、アの②でございますけれども、法人経営における経営参画を推進すべきという意見がございましたので、それを踏まえて追記してございます。

また、④ですが、若い女性リーダーの発掘・育成について盛り込むべきという意見を反映して追記しております。

また、⑤ですが、これはツールのことが書いてあったのですけれども、こういったツールのみならず、更衣室やトイレなどの職場の環境改善が必要という御意見を踏まえて修正してございます。

また、⑦でございますけれども、「男性の家事・育児・介護、理解を促進」と書いてあったのですけれども、理解のみならず、参画が必要ということで、書きぶりを整理してございます。

第4分野については以上でございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

今から皆さんから意見をいただきたいと思うのですが、単純に直せるものであれば、この場で訂正等をしていきたいと思うのですけれども、議論が必要なものであれば、皆さんの御意見として預からせていただき、事務局と意見を調整したいと思います。もう一回、11月になりますと最終回の専門調査会がありますので、直し等はそこでまた皆さんに見ていただくということで議事を進めたいと思います。

ということで、「基本的な方針」及び1から4分野までの今の説明で御意見、あるいは質問等があればお伺いしたいと思います。どうでしょうか。

五條委員。

○五條委員 それでは、第1分野のところと第4分野のところについて発言をさせていただきます。

まず、公聴会について、私は京都会場で傍聴させていただきました。大変印象深かったのですけれども、その中で、最初に男性から発言がありまして、京都のおやじ・おふくろネットワークというところの代表の方がお話しされた中で、今回の4次計画をめぐって、男性の意識を変えていくということが一つの焦点になるけれども、それについて具体的な取組方を提示してくださったというところに非常に公聴会らしい意義を感じました。

特におっしゃっていたこととして、男性の育児休業の取得などについては、経営のトップ層から発信をすると、経営のトップ層が言うことによって随分違ってくるという御発言だとか、それから、学校教育の中で、子供から意識改革があったものを家庭に持ち込んで、子供と一緒に、子供から言われると男性も随分意識が変わるだろうということを挙げてお話しいただいたのが非常に大事なことはないかと思いました。それで、具体的にその趣旨について書き加えることをしてはどうかという印象を強く持ちました。

具体的に言うと、10ページが一番上なのですけれども、アの①のところに男性の育児休業の取得についてありますけれども、「取得を促すべく、男性社員の育児休業の取得状況」と書いてある、その前に、もう一つ、例えばですけれども、項目として、「経営トップ層からの発信や」というような趣旨のことを入れてはどうかという提案です。

それから、もう一つですけれども、10ページの⑥に学校教育が入ったので、非常に意義があると思います。ただ、もう少しここでこれについて具体的に書いてみてはどうかということで、一つの案ですけれども、⑥を書いたあとに、例えばですけれども、「特に、生徒児童に対する教育が家庭内の意識改革に与える波及効果も大きいことを踏まえて、学校現場における男女共同参画をめぐる教育のロールモデルの蓄積などを図る」とか、こういうことを入れていくと、先ほど申し上げたような趣旨が、もっと、公聴会での議論の内容を具体化することができるのではないか。

学校教育の後につけるとするのは若干文章が長くなってしまうということであれば、その思いだけでも、例えば、9ページの最後の行ですけれども、男性を取り巻く環境、その周囲というところの中に、「女性」とか「両親など年配者」と書いてありますけれども、これと横並びで「次代を担う子供」とか、そういうのを入れたらどうかという感じがしています。ただ、入れると、子供の意識変革というふうにつながるので、もしかすると違和感があるかなとは思うのですけれども、周囲ということの並びで言えば、入れられないこともないかなということで、そんなことを公聴会を拝聴して感じました。

あと、第4分野に関してですけれども、農山漁村分野についてです。済みません、発言の継続なので、もう一本発言させてください。第4分野に関しては、パブコメ全体を見た中で、農山漁村における女性の意思決定の場への参画が一つ、それから、農業だけではなくて、漁業、林業についての参画について、各種分野で強い指摘があったこと、それから、

考えてみると割と書き込みが少なかった就業条件の改善について、ヘルパー制度などの導入について、割と意見が並んでいたというのが大事なことだなと思って、そのあたりを強く印象を持ちました。

この会を迎えて、最も発言しておきたいと思った点は、ずっと議論の継続、ペンディングになっていたところですが、第4分野の33ページに当たるところです。農業委員会法、それから、農協法などの改正が8月28日に成立しましたので、前回までの調査会では国会で議論中でペンディングで、私、意見としては出しましたけれども、ずっとここが網かけなどの状態になっておりました。33ページの一番下から4行目なのですが、「法律において、性別等に著しい隔たりが生じないように配慮する規定を置くなど」と書いてあるのですけれども、こういう規定が第8条第7項という、今回の農業委員会法改正の中で明記されました。明記されたけれども、そこが本当にきちんと現場で生きるかどうかというところが重要な課題になっています。参議院の農林水産委員会の参考人意見陳述で、農業委員の女性の全国代表である伊藤恵子さんもそのことを強く指摘しました。

そういう情勢を踏まえつつ発言しますと、規定が置かれたことを十分踏まえてという文章の後に、「女性の参画拡大に向けた取組を進め、委員、役員等の選出が男女共同参画の視点から行われるよう」、その後に「市町村長や選出母体となる地区の組織等への働きかけを強化する」というふうにして、何に対する働きかけなのか、それから、何を受けて取組を推進するのか、そこを明記するということです。

あと、細かいところですが、先ほどの御説明にもありましたけれども、林家、それから、漁家のことについて、農業とあわせてもっと書き込むということがありましたので、そのあたりは加えていただいているかと思いますが、なお一層、チェックをしていく必要があると思います。

一つの例ですけれども、細かいところですが、35ページの下から8行目で、事故の防止をめぐるところで、「農業及び」となっていますけれども、「農林水産業及び加工」という形で、これを初めとして、そのほか、もう少し農林水産だとか、林家、漁家を意識して若干書き加えるところがないか確認を最終的にしていく必要があると、そんなふうに認識しております。

以上です。

○鹿嶋会長　ありがとうございました。

33ページは、農協法の改正によって配慮する規定を置くなどとなりますが、これも置かれたということなのですね、今、言った御趣旨は。

○五條委員　農協法改正と一括して行われた農業委員会法なのですけれども、改正法の第8条第7項というところに、性別、年齢に隔たりが生じないようにしなければならないということを今回明記されました。明記されたけれども、まさにずっと議論してきたことは、それがきちんと現場で生きるといいうことで、明記されたことを十分踏まえて、どこに対する働きかけをしていくのかということの基本計画のここにきちんと書き込む必要が

あるのではないかとということで発言をさせていただきました。特に事実上の選出母体への働きかけというのは、この種の発言は、私以外にも他の先生方にも、前回、前々回通じて、そうしたことを強調される御意見もありましたけれども、なかなかそこが、議論としては出ているのですが、入ってこないのですが、そのこのところ、改めて強調させていただきました。

以上です。

○鹿嶋会長 改めて事実確認等をしまして、五條委員のおっしゃったことも改めて検討させていただきます。

ほかには御意見ありますか。

○二宮委員 2点あるのですけれども、私も福岡の会議を傍聴させていただいたのですが、まず、5ページの「(6) 国際社会への積極的な貢献の重要性」のところで、コメントの5ページと、55ページのところにも出てきますが、やはり女子差別撤廃条約との関係とかについて、若干でも触れたほうがいいだろうと思われま。そのため、(6)の下から3行目「進展を踏まえ」の後に、この案の構成の中でも使われていますけれども、その文言を活用して、「女子差別撤廃条約等の積極的遵守の観点から、幅広い年齢層」というような形でつなげていただければと思います。これが1点です。

もう一点は、10ページになります。「(2) 具体的な取組」の②のところで、「国連女性のエンパワーメント原則（WEPS）の周知」という文言が入っているのですけれども、これから5年というスパンを考え、また、これが見える化の項目として今後活用されることも考えると、周知というだけだとかなり弱いし、このままの日本語の係りだとすると「を活用し」になるのか「を強化する」になるのか、ちょっとわかりにくいので、周知は当然、活用の中に含まれますので、「WEPSや」という形とし「の周知」を取ったほうが、今後の5年間の各省庁の動きにも使いやすい。特に見える化の項目指標の中に取り組みという意味も含めて、いいかと思います。

以上2点です。

○鹿嶋会長 ありがとうございました。

ほかは。それでは、工藤委員から。

○工藤委員 10ページの⑥に「学校教育及び社会教育において」というところで1つ加えられたところが大変ありがたいと思います。それに関して、2つコメントさせていただきたいのですが、「男女共同参画の意識を高め、」というところ、続いて「固定的な性別役割分担意識にとらわれない意識の醸成」というところで、「意識」が3回出てくるのですけれどもよろしいのでしょうか。私の認識では、意識は高まっているけれども、それに伴う力がないということではないかということのを再三申し上げているのですが、ここは、男女共同参画の意識及びそれを支える基本的な力というようにもう少し基本的なリテラシーを高めるといふところを入れていただきたいと思います。

それから、後半のほうは、固定的な性別役割分担意識にとらわれない意識というのは、

文言としてももちろん見直しが必要ですが、性別役割分担にとらわれないということよりも一歩進んで、新しい男女の関係性に基づいた社会を具体的に推進していくというような、もう一つ先に入っているのだと思うのです、若い子たちの意識というのは。ただ、固定的な性別役割分担にとらわれない、その先が見えてこないというところに、教育が果たす役割がとても大きいと考えていまして、ここはもう少し進んだ書きぶり、「新しい男女の役割に基づいた社会や生活の実現に向けて、その像をさらに進めていくための力」とか、言葉は、もう少し考えてみたいのですけれども、そういうことを入れていただくことが必要かなと思います。

それから、さっきから見ていたのですけれども、できればこれは3の男性の理解の促進ではないところに置くほうがいいのではないかと。女性もかなり性別役割分担に関しては、まだまだ力が不足していますのでと思うのですが、ほかに置き場所はないでしょうか、これは別の形で検討していただければと思いますが、ここはぜひ強調して入れていただきたいと思っています。

以上です。

○鹿嶋会長 確かに「意識」が3つ重なっていますね。初めて気がつきました。ありがとうございました。

次は、柿沼委員。

○柿沼委員 32ページなのですから、地域における政策・方針決定のことなのですが、このところで、女性の参画拡大を図るということで、①②もなっております。そして、イの「男女共同参画の視点に立った地域活動の推進」は、昼間だけではなく、夜でも参加しやすいということと、それから、働いている男性の参画ということになっておりますが、最後の地域の活性化、まちづくりを推進するということとの関連で、文言は「お願いをいたします。」が、例えば、今、自治会長、町内会長は男性が多いのですけれども、実際として、企業や生計を営む年代を超えて地域に戻ってきた60代以降の男性力というものが、非常にノウハウを持った人材として地域にはたくさんたまっているのですけれども、その力を男女共同参画ということでもっともっと生かすという一行が明記されたほうが、これからの社会づくりにはいいのではないかと思いますので、そこをお願いしたいと思います。これは単なる地域の顔役とかということではなくて、普通の市民が、地域のために、あるいは次世代のために自分の能力を発揮していただけるかということにもつながると思います。

以上です。

○鹿嶋会長 定年後、たくさん戻ってきているという話ですか。

○柿沼委員 そうです。定年後の問題です。

○鹿嶋会長 そうですか。

岡本委員。

○岡本委員 第3分野の雇用のところなのですが、女性活躍新法が法制化されて、かなり

多くの衆参の附帯決議がつけました。附帯決議を一つずつ見ていくと、第3分野などいろいろなと組み込まれている、考え方としては入っているなど思っているのだけれども、その上で、附帯決議の中でも均等法の見直しというものが言われています。これは新法の見直しと同時に、3年ぐらいをめどにとなっているのですね。この第3分野のところを見ますと、例えば、25ページの(2)の⑤のところは、間接差別の範囲の見直しということは、均等法の見直しにつながっていくのかなとも思っているのだけれども、そもそも間接差別だけではなくて、実効性の確保の措置とか、いわゆる行政、ADRの部分とか、そういったことももう少しきちんと充実をさせていかなければいけないと思いますし、罰則についても議論するべきだろうと思っています。

特に、26ページにも書いてありますけれども、いわゆる育児・介護を理由とする不利益取り扱いというのは全くなくなっていない、むしろひどくなっているような状況がありますので、この労働政策委員会での検討も踏まえというのは、育介休法の部分の検討だと思いますけれども、それとは別に均等法も主要な法律ですし、むしろそちらのほうが重いと思いますので、均等法の見直しというところも、読めば何か書いてあるかなと思うのだけれども、どこかに書いていただけるとありがたいかなと思います。28ページでは、「パートタイム労働法の附帯決議にも留意をし」と入っていますので、そういったことから言っても、ここに書き込むことはできるのかなと思っています。

以上です。

○鹿嶋会長 大隈さん、どう、均等法の見直しは。今のような形でかなり突っ込んでいける。

○大隈推進課長 附帯決議に書かれていることは承知しております。ただ、何年という明確な書き方がなかったと思いますので、厚生労働省と相談をさせていただければと思います。

○鹿嶋会長 ほかにはよろしいですか。

○鈴木委員 細かいことを1点だけ短く申し上げます。3ページですが、直していただいた点はこのとおりで、読みやすくなったと思いますが、ちょっと気になりましたのが、(2)のイ、M字カーブのところ。2行目、「女性の労働力率が子育て期に当たる30歳代」とあり、これは別に20代や40代での子育てを否定しているものではないと思いますけれども、子育ては40代、50代と続くというケースも今はふえています。M字カーブの底上げという話は「また」以下の文章で書いてあるのかと思いますが、年齢にかかわらず、就業と育児の両立がテーマだと思いますので、ここで「子育て期に当たる30歳代」という言い方がちょっと引っかかります。例えば、「子育て期に当たる」ではなく「子育て等を理由に」とするなど、30歳代だけが子育て期というわけではない読み方ができるよう修正するほうがよろしいのではないかと思います。

○鹿嶋会長 渡辺委員がおいでになりましたので、1つ飛ばしてきた「政策」領域の科学技術について、まず事務局から説明してもらい、渡辺委員からも御意見を伺いたいと思い

ます。

では、説明してください。

○大隈推進課長 それでは、「政策」領域 1 の最後の分野になります第 5 分野、「科学技術・学術における男女共同参画の推進」、資料 3 の 37 ページ以降でございます。変更点を御説明いたします。

39 ページ、柱の 2 本目、「女性研究者・技術者が働き続けやすい研究環境の整備」というところでございます。もともと「競争的資金の運用」と書いてございましたけれども、この競争的資金の意味がわかりにくいという御意見など踏まえまして、「政府が行う」という文言を追加しております。

また、この柱の 2 の「(2) 具体的な取組」でございます。パブリックコメントでも、仕事と育児・介護等の両立は男女にかかわらずできることが重要という御意見がありましたので、「大学、研究機関、企業等において、男女の研究者、技術者が仕事と育児・介護等を両立できるように」と書き直しております。

その下の②でございます。もとの案ですと、任期付きの研究者に対して、育児休業制度が適用されないようにも読めてしまうと、誤解を招く書きぶりであるという委員の御指摘を踏まえまして、任期付きの研究者に対する育児休業制度等の周知を行うことで利用を促進するという書き方に修正をしております。

40 ページでございます。科学技術・学術分野において、ハラスメントのない職場環境の整備が非常に重要であるというパブリックコメントの御意見を踏まえまして、40 ページの②でございます「ハラスメントのない職場環境の整備」という文言を追加しております。

同じ 40 ページ、柱の 3、「女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成」のところでございます。この「(2) 具体的な取組」の②でございますけれども、次代を担う理工系女性人材を育成していくためには、小・中・高校において科学技術の魅力を伝えることができる女性教員等を採用、育成することが重要だという御意見がございましたので、その旨を追記しております。

第 5 分野の修正は以上でございます。

○鹿嶋会長 渡辺委員、どうでしょうか。御意見があれば、どうぞ。

○渡辺委員 とてもわかりやすくまとめていただいて、ありがとうございました。

1 点だけ気になる点は、39 ページの②、このとおりではあるのですが、任期付きの研究者が育休を取ると、5 年間という任期が延長されません。ですので、実質は取れない状況にあります。つまり、育休を取った分だけ、研究者として働く期間が短くなっていき、実質育児休業が取れない状況にあるので、この周知だけではその問題が解決できず、安心して取得できるような仕組みになるよう、言葉を選んで、入れていただきたいと思います。

○鹿嶋会長 わかりました。ありがとうございます。

改めて全体を通してですが、もしなければ次に移ってしまいますが、どうぞ。

○工藤委員 3 の雇用のところなのですが、24 ページに新しく、「男性の子育て・介護等へ

の参画の推進」というところで1つ項目が入っているのですけれども、これは前の23ページの多様で柔軟な働き方の実現イのところの①の2つ目のポチで書かれていることと全く同じものがここに繰り返されているのですけれども、それはそれでよろしいということなのですか。

○鹿嶋会長 再掲等を今回はかなりしていますので、ここでも、どちらでも言っておいたほうがいだろうという趣旨ですね。

○工藤委員 私の理解では、前のは全体的な男女にかかわることで、ここは特に男性の子育て・介護等の側面について言うところだと思います。同じものを繰り返すということもありかもしれませんが、1つには、男性介護者の抱える固有の課題があって、そういうものをクリアしていくことが、特にここで書かれる男性の介護を推進することになるという説明の仕方が必要なと思うのです。

○鹿嶋会長 もうちょっと具体的に言うと、例えば、何ですか。

○工藤委員 今まで介護は女性の問題だったので、男性が介護に参画しようとしても、非常に世間の偏見が強いとか地域で育児ネットワークなどに参加しようとしても、男の人は逆にとても差別を受けてしまって入りにくいとか、結果、ひとりで介護を抱えてしまって、非常に問題が過激になるとか、あるいはそもそも家事の生活力がないということもそうですけれども、そういう男性介護者の固有の課題を特にここで書いて、それに対して、もう少しいろいろなことをしていくことも一つかなと思いました。

○鹿嶋会長 大変いい意見をありがとうございます。

それでは、さきに進みますが、よろしいですか。全体を通して、最後に何かあれば、またお伺いするようにしますので、よろしくお願いします。

次に「Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現」についての説明を事務局からお願いします。

○大隈推進課長 それでは、制作領域「Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現」について説明をいたします。

42ページ、「6 生涯を通じた女性の健康支援」でございます。

まず43ページを御覧いただければと思います。ここは「1 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援」についての具体的な取組を書いたところでございます。

「ア 推進体制の構築」でございます。

まず、⑤でございます。パブリックコメントの御意見等を踏まえまして、子宮内膜症を含む月経関連疾患についての調査研究を進め、その成果を普及活用するという一方で、月経関連についての書きぶりがこれまでありませんでしたので、追記をしたところでございます。

同じ⑤の段落でございますけれども、子宮頸がん検診・乳がん検診、これについてはさらなる検診の受診率向上に向けた取組について検討を行うべきであるという御意見を踏まえ、追記をしております。また、不妊治療については、これは男女ともに不妊治療ということがわかるように書くべきという御意見をいただきまして、「男女の不妊治療の」という

ふうに書いております。

その下の⑦でございます。パブリックコメントですとか、公聴会などで男性についての問題をもう少し書くべきというような御意見もございました。男性は自殺死亡率が高いという趣旨で追記をしたところでございます。

⑧のパラグラフを今回追加しておりますけれども、これはパブリックコメントで健康といった場合には、メンタルヘルス対策が非常に重要であるという御意見がございましたので、男女を問わず、非正規雇用労働者を含む全労働者に対して、職場のメンタルヘルス対策等を通じた労働者の健康確保のための対策を講じるという段落を追加しております。

44ページでございます。ここでライフステージ別の取組を書いてございますけれども、幼少期・思春期、ここでも子宮内膜症・子宮頸がん等の早期発見というようなことで、月経関連のことについて、追記をしております。また、活動期、出産期についても子宮内膜症・子宮頸がん等の早期発見を追記してございます。

44ページの「(イ) 活動期・出産期」の④、2つ目の小さいポツを追加しておりますけれども、これは普及啓発や相談体制を整備する内容として、「望まない妊娠や性感染症に関する適切な予防行動に関する事項」、これは幼少期・思春期のみで書いておりましたけれども、活動期・出産期にも、こういった事項の普及啓発や相談体制を整備する必要性が非常に重要であるというパブリックコメントの御意見を踏まえまして、追記したところでございます。

45ページでございます。老年期についての書きぶりが少ないという御指摘を踏まえまして、老年期の①ということで、生活習慣病の予防等によって男女ともに健康寿命の延伸を実現するという書きぶりを追記したところでございます。

「2 妊娠・出産等に関する健康支援」でございます。

⑥でございますけれども、⑥のところに母性健康管理指導事項連絡カードの活用促進ということでパブリックコメントの御意見を踏まえ、従前書いておりませんけれども、追記しております。

46ページでございまして、⑨を追加いたしました。これもパブリックコメントの御意見を踏まえまして、薬が胎児に与える影響などについて、最新情報に基づいて妊娠を希望している人や妊婦に対する相談体制の整備というものを、従前に書いていなかったものを追記しております。

第6分野については以上でございます。

○小林暴力対策推進室長 続きまして、第7分野「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の部分でございます。

まず「1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり」の(2)の①、②、ページで言いますと50ページの上でございます。高齢者と職務関係者に関する広報・啓発を充実するという部分でございましたが、職務関係者というのをもう少し具体的に書いて記述を充実するようという御指摘をいただきましたので、段落を分けまして、②を新設し

て職務関係者を具体的に書いております。

それを書く際の検討の中で、「女性に対する暴力に関する理解を深め」という部分が④にもあるのですが、どちらを向いている理解なのかがわからないというのもありましたので、②を書くのに合わせて、④も直しております。

50ページでございますが、「2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進」の部分でございます。

(1) のところで、一つは被害者支援に対する地域間格差をなくすということが大事だという指摘をいただいていますので、50ページの部分と、1枚めくっていただきまして、(2) の①のところも地域間格差をなくすという意味で、どこの地域にいても同質の支援が受けられるような体制整備を促進するという趣旨のものを入れております。

50ページにお戻りいただきまして、「男女を問わず」と入れているところは、あくまでも主眼としては女性に対する暴力の根絶ということで取り組んでいるところではございますが、配偶者間の暴力は男性の被害者もいるという指摘もありますし、実際にデータとしてもあるところですので、この箇所に限ってではございますけれども、ちゃんと男性の被害者の存在もいるということがわかるように書いたものでございます。

53ページに飛びます。項目としては、性犯罪対策の推進のところでございます。

(2) の①のところでございます。ここは従前からよく御議論をいただいていますように、性犯罪よりも広い性暴力という表現をあわせて書くようにという御指摘をいただいているところでございます。他方、施策としては性犯罪に対するものをまずきちんと充実させていくということでやっているところでございます、併記する形でどこまで書くかというところはいろいろ御議論があるところだとは思いますが、御意見もそれなりに出ているところがございますので、まず相談を受けるところは広い、性犯罪に限らない性暴力という部分もあるだろうということもございますので、①の部分で併記するような形を入れさせていただいております。

②以降は、性犯罪に関する対策ということが中心の書きぶりでございますので、そのままにしております。

⑥のところでございますが、ここは二次被害を防ぐということが非常に大事だという御指摘をいただいておりますので、項目を一つ起こして入れております。

「5 子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進」のところでございます。

ここは(1) のところでございますが、「身近な者から」という部分をもう少し具体的に書くべき、かつ家族が多いだろうということで御意見をいただきました。ということで入れております。加えて、御指摘としては家族に限らず、例えば先生とかコーチとかも御指摘としてはあり得ると思うのですが、やはり家族がかなり多いということもございまして、この書きぶりは「家族をはじめとする」という書き方にさせていただいております。

第7分野については以上でございます。

○伊藤調査課長 続きまして、第8分野、57ページ以降になります。57ページの目標の欄に「高齢単身女性の貧困率は高いが」というところは、貧困率自体が貧困の絶対水準を示すものではないというような御指摘もある中で、ここで問題としているのは貧困について、高齢期に達するまでのライフスタイルの影響等々が凝縮されるというところを言いたいところでございますので、その部分については文言を修正させていただいております。

58ページにまいりまして、こちらはひとり親のところでございます。パブリックコメントでも、例えば児童扶養手当の拡充ですとか、養育費についての表現について御意見がございましたので、今、世耕副長官のもとで、ひとり親プロジェクトでいろいろな検討が進んでおりますので、その中からある程度一定の方向性をかけるようなところをなるべく盛り込もうということで、例えば児童扶養手当については、その機能の充実について、財源確保策とあわせて検討するという表現を追記したということが1点。

その下の③の養育費のところでは、「養育費の履行を確保するため、財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正を検討する」という表現を追記させていただいたところでございます。

59ページ、こちらは次の60ページとの関係なのですけれども、2の(2)アの②のところで「社会参画促進」という字を消してありますが、これは60ページで、⑤に高齢者の社会参加活動を促進するという文章があって重複していたということで、19ページの文言だけを削除させていただいたということでございます。

61ページ、一番下のところでございます。こちらでは、性的指向、性同一性障害に関する記載について、例えば文科省の対応などについても含めて記載するといったような形で充実すべきといったパブリックコメントの御意見がございましたので、「また、関係機関と連携し、人権相談所や学校等の相談体制の充実を図る」という文言を追記したということでございます。

以上です。

○鹿嶋会長 この第Ⅱ分野について意見あるいは質問があれば、お伺いしたいと思います。
種部委員、どうぞ。

○種部委員 パブコメも幾つか拝見させていただいたのですけれども、順番に行きます。

43ページ、「ア 推進体制の構築」の⑦です。男性の自殺率が高いというのは確かにそのとおりでして、性差を考えた上で非常に重要なポイントだと思います。ただ、そこで気になったのは、「精神面で孤立しやすいほか」が自殺死亡率に係るということではないのだと思いますが、何となくこの文をずっと読んでいますと、過重労働によるような自殺しか見えてこない気がするのですが、今、問題なのはもっと若い世代の非常に不安定な雇用ですとか、社会とのかかわりが薄いとか、そういう状態での自殺が非常に高いというのは大きな問題だと思っております。例えば精神面で孤立しやすいほか、社会的にも孤立をしているというような要素を入れていただいて、男性の置かれている状況、幅広い年代を対象にした書きぶりにしていただきたいと思います。

子宮内膜症等、具体的なことに踏み込んでいただいたことはありがとうございました。
44ページの「イ ライフステージ別の取組の推進」。

(ア) の①のところに、どこに入ればいいのかはちょっとわからないのですが、第8分野には性的少数者、マイノリティーのことが書かれているのですが、それに関する健康も、その発見の段階のところにかかわる部分はこの中にはどこにもないです。雇用とか社会的な状況については第1分野で書かれているのですが、幼少期・思春期からの問題ですので、文科省からも通達が出たことですし、例えば、ポツの最後のライフスタイルの後に、性的指向や性同一性障害などに関することは一文入れていただくことはできないか御検討をいただきたいと思います。まだ診断治療にすら、たどり着けなくて、大切な人生のライフプランのコースの途中で挫折する人は非常に多いので、ぜひ入れていただきたいと思います。

同じ44ページの「(イ) 活動期・出産期」の④のポツの1つ目になります。「子宮内膜症・子宮頸がん等の早期発見と治療による妊孕性低下の防止」とあるのですが、子宮内膜症は妊孕性低下でよいですけれども、子宮頸がんは発見がおくれますと妊孕性がなくなってしまいます。書きぶりとして「妊孕性が低下」とすると、今現在この病気を持っている人は、これを読むと非常にショックというのがありますので、妊娠・出産に係る健康の保持ですか、両方とも包含した書き方に変えていただければということをお願いします。

45ページの上の「(エ) 老年期」のところですが、これはなるほどと思いました。書き加えていただいて、手厚くしていただいたところは非常に評価をしたいと思います。非常に重要なことで、高齢化が進みますと、老年期の健康は、直接医療経済とかかわる問題、社会の構造自体の問題とかかわりますので手厚く書いてほしいのですが、この(エ)の①の1行目の最後のあたりです。

「生活習慣病の予防」とありますが、これを予防できるのは高齢期ではなく、例えば、認知症を予防するために生活習慣病を予防するのは、もっと若い世代でなければ効果が得られないと思います。老年期にはもう予防は終わっていると。むしろ治療だろうと思うのですけれども、それを考えますと、認知症の予防を具体的にもう書いてもいいのではないかと思います。認知症の予防は社会生活を営むために必要な機能に含まれると思いますので、例えば「認知症などの」とか、最近問題になっている四肢などの運動器の問題としてサルコペニアですとかロコモティブシンドロームですとか、フレイル状態を予防できるような対策を具体的に書いていただいて、その機能維持のことについて、具体的な書き込みをしていただければ、ありがたいと思います。

46ページ、医療分野における女性の参画拡大のところなのですが、例えばこの一つ前の分野のところに科学分野においては、マタハラのことを書いてあるのですけれども、この分野で「(2) 具体的な取組」の中に、マタハラことは書いてありません。この分野においてもハラスメントは非常に大きな問題ですので、一言どこかに入れていただければと思います。育児支援のことだけではなくて、女性医師がキャリアを積んでいけない大きな

理由が、ハラスメントの問題でございます。何回も何回も出てくるのですけれども、ここにもぜひ入れていただきたいと思います。

今までのところを踏まえまして、男性というのはやはり大事なポイントです。これは大きな問題なので、ここで議論をしていいかどうかはわかりませんが、この分野の名前は生涯を通じた女性の健康支援になっているのです。次の具体的な政策は男女の健康の包括的支援になっておりまして、女性の健康問題が圧倒的に多いので女性と書いてあるのですが、この分野の名前が生涯を通じた女性だけでいいのかなというのは、ちょっともう一度考える必要があるのかなと思いました。

第7分野、暴力のほうにも行かせていただきたいと思います。51ページの「(1) 具体的な取組」のところですが、性暴力の最初の具体的な取組の①のところには、かかわる人たちの二次被害を防止するということがいろいろと書いてあったのですが、この51ページのDVに関しましても、相談員あるいは調停員とか、実際に法的な対応といいますか、それにかかわる人たちの研修は非常に大事です。「(2) 具体的な取組」の②のところでは、

二次被害を防止し、適切な被害者支援を行うための相談員の質の向上はもちろんそうなのですが、その後であれば、調停員ですとか、それ以外の関係者も含めてというところをどこかにわかるように書いていただければと思います。

この中になかったもので、前回の会議のときに最後にこの案が出る前に申し上げたと思うのですが、パブコメの中にもやはりありました。人工妊娠中絶の問題がありまして、配偶者からの暴力によって妊娠している場合に、配偶者の承諾を得ないと人工妊娠中絶ができないということで、同意をとりに行くことが命がけであるということのために、中絶を選択できないことがあります。最近、無戸籍の子供の問題というのもありますので、これに対しても早急に法のあり方を変えるべきだということを前回の委員会のときに議事録に残していただいたと思いますが、パブコメにもありましたので、もう一度、再度検討していただきたいと思います。

以上です。

○鹿嶋会長 まず、お聞きしますが、45ページの一番上の「生活習慣病」の上に、例えばどういう形容詞をつければいいですか。

○種部委員 これは次のところと2つあわせて、細かく一つ一つ書いていけばいいのかなと思ったのですが、例えば①の文章につきましては、生活習慣病の予防ではなくて、認知症の予防など、社会生活を営むために必要な機能の維持。

○鹿嶋会長 認知症に限定するのですか。

○種部委員 生活習慣病はもう過ぎている年代ではないかと思いますので、認知症あるいはそれ以外の社会生活を営むために、ということを書いてはいかかかと思いました。疾患構造の中で、例えば高齢者の中で一番大きな問題は認知機能の問題と、もう一つは四肢の機能だと思うのですが、これを具体的に書いてはどうかと。この年代で生活習慣病予防、ではもう遅いと思います。老年期ではなく、生活習慣病についてはもっと若い世代ですね。

それこそ更年期の世代であれば、生活習慣病予防は重要なのですけれども、老年期においては生活習慣病よりもどちらかというと認知機能だと思います。具体的には治療などの医療だけではなくて、社会的に孤立しないようにするとか、さまざまな取組があると思いますが、少し書きぶりを変えていただけないかと思います。

○鹿嶋会長 それから、人工妊娠中絶の同意の問題ですが、内部でもかなり議論はしたのです。なかなか難しいのは、例えば議員立法等によって、方向性とか検討がある程度進んでいけば、入れやすくなるのですけれども、そのような動きがない中で果たしてできるのか。御承知のように基本計画は行政のアクションプランですから、各政党の議員さんにそれをつくれということで促すというのは、現実問題としては難しいと思います。そのようなこともあって、今回は入れていません。私のほうでそういう指示をしています。

この問題は第3次計画でもやはり入らなかったのです。種部委員のおっしゃっている趣旨は私もよく理解できますが、どうしてもこのあたりの限界が個人的にはあると思っているのですが、そういうことで今のところは入れていません。これから、また検討をしますが、御了解ください。

○種部委員 わかりました。

○鹿嶋会長 ほかに、どうぞ。

○柿沼委員 50ページなのですけれども、ここの7の題が「女性に対するあらゆる暴力の根絶」というテーマなのですが、きょうの新聞にもDVをなくすためにという特集が組んである新聞がありましたけれども、男性の被害を理解してというのがありまして、要するに力づくの暴力ということは男性から女性というのがあるのですが、精神的・物質的な暴力という範囲で見ると、男性が被害者であるという事実も結構聞いたりします。

先ほど配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進の中で、男女を問わずというふうに入れましたということで、ここで全部読んでくださいよということになるのかと思いますが、もう少しこの男性に対するケアを、男性は本当に相談の行き場がなくて孤立したり、追い詰められたりしている方が多い実態を目の当たりにしておりますので、少しこの男性にも配慮した1行があつていいのかなと思っておるのですが、いかがでしょうか。

○鹿嶋会長 即答はなかなかできませんが、私は個人的には男性のほうは要らないと思っています。やはり圧倒的に女性の被害のほうが多いのですから、女性に対するあらゆる暴力の根絶の中に男性の1行は入れる必要はないと、個人的にはそう考えているのです。そういう個人的な思いもありますが、男女を問わずと入れてあれば、今の柿沼委員のおっしゃったことは読み込んでいるのではないかと思います。これは私個人の意見ですが。

○柿沼委員 了解しました。

○鹿嶋会長 ほかに、どうでしょうか。では、先に進みます。

それでは、「Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」ですが、9、10、11、12分野と「Ⅳ 推進体制の整備・強化」について説明をお願いします。

○伊藤調査課長 第9分野、62ページでございます。

まず、目標の中の２段落目でございます。以前は「男女の社会における活動の選択に対して中立的に働くような制度・慣行の構築」というような言い方をしておりましたけれども、基本法の文言では、活動の選択に対して及ぼす影響が中立的、という言い方をしておりますので、文言の訂正だけさせていただきます。

63ページは、第１分野で話が合ったかと思えますけれども、子ども・子育て支援制度の中で、保育等の受け皿という言い方は保育の受け入れ枠という言い方で統一していると聞いておりますので、こちらのほうも事務的に訂正をさせていただきます。

64ページ、育介法の関係については、今、労働政策審議会での検討が始まりましたので、時点修正ということで修正をしております。星印で書いてございます、男性の仕事と家庭の両立等の項目について検討というところについては、労政審での検討事項は、特に男性に限っているわけではございませんので、そのところも修正をしております。

64ページの一番下のところでございます。削除しているのは中身をなくすという意味ではなくて、場所を移すということなのでありまして、男女共同参画に関する現状ですとか、国民意識についての把握というのは、これは調査研究ということで、後で出てきます、推進体制のほうに表現をまとめるということで、ここからは削除しているという修正でございます。

第９分野は以上です。

○池永総務課長　続きまして、第10分野です。

「１ 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開」の「（２）具体的な取組」、66ページでございます。これは公人とか政治家とか、指導的立場にある人の意識改革が重要という御意見がありましたので、ここの①のところで「夫・父親、企業の経営者」と、もともととなっていたのですけれども、地方公共団体とか政党も含む「団体」という言葉を追加して、そのあたりを読めるようにしたということでございます。

第10分野は以上でございまして、第11分野です。

71ページの目標のところですが、御意見の中で、固定的、性別、役割分担について言及すべきというものがありませんでした。ここの部分は男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針をつくりましたので、その記述を参考に記述してございます。

72ページでございますけれども、これは災害対策本部に関する意見がありまして、男女共同参画担当が配置されるようにすべきという意見がありました。これにつきましても、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針を参考に担当の職員を対策本部の構成員に女性職員ということと、男女共同参画担当の職員を配置ということを記述してございます。

73ページの⑨と⑩のところなのですが、⑨の部分は男女別データ収集の必要性ということも御意見がありましたので、それを書いております。

⑩のところは、防災復興に関連する各省庁の連携を密にすべきだという御意見がありましたので、それを踏まえて追記してございます。

73ページ、一番下のところなのですが、これは子供とか障害者とか高齢者、外国人と多様な住民の意見の反映が重要だということですので、そこは詳しく書いたところでございます。

74ページの③の部分ですけれども、これはもともと東日本大震災からの復興施策への男女共同参画の視点の導入という部分でございますが、この中に生活体験の支援や就労支援の対策について明記すべきという御意見があったので、それを踏まえて書いてございます。

この③の下の部分でございますけれども、仮設住宅や復興住宅における男性の孤立化など、男性の視点からの記述をふやすべきという御意見を踏まえて、このように書いてございます。

11分野は以上でございまして、続きまして、12分野、国際の部分にまいります。

まず、75ページで、これはもともと「ポスト2015年開発アジェンダ」となっておりますが、9月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」と文言を修正しております。

目標の中で、国際協力に関してですけれども、男女共同参画の推進、女性のエンパワーメントに貢献すべきと。国際協力の推進によって、こういった部分に貢献すべきという意見がございましたので、そのような書きぶりにしてございます。

76ページ、これは2の(2)の「ア 開発協力大綱に基づく開発協力の推進」の①でございます。これは開発協力について、女性の権利を含む基本的人権の促進を入れるべきだという御意見がありましたので、入れてございます。

77ページ、これは女性の平和等への貢献の部分でございます。①の部分では、女性平和安全保障に関する行動計画の実施に当たって、国際機関、NGOとの連携を入れるべきだという御意見がございましたので、それを反映してございます。

12分野は以上でございます。

○伊藤調査課長 続きまして、推進体制に行きますが、78ページ以降でございます。78ページの最初のほうの男女センターと書いてございますのは、男女共同参画を推進するための拠点として明確に男女センターを位置づけてほしいというパブリックコメントでの御意見を踏まえまして、追記させていただいております。

79ページにまいりまして、こちらは国内本部機構と内閣府が所掌するほかの政策に関連する会議、もともとは、すべての女性が輝く社会づくり本部ですとか、日本経済再生本部、まち・ひと、しごと本部だけの例示になっていたものを、もう少し幅広く読めるようにという趣旨から、共生社会、地方創生、経済財政、防災等の分野に係る会議というような形で、幅広く読めるように修正をしたということでございます。

79ページの2の(2)の③でございます。先ほど第9分野のところで推進体制に移すといったのは、ここに移したということでございます。育児・介護等の無償労働の時間の把握など、その調査をすべきというようなパブリックコメントの御意見もございましたので、これをあわせまして、国民意識あるいは男女の育児・介護等無償労働の時間の把握などを含め、男女共同参画社会の形成に関する調査研究を進めるという形で修正をいたしました。

パブリックコメントでジェンダー統計の充実について記述すべきといったようなこと。また、統計法の二次利用の推進といったことも入れるべきという御意見がございましたので、三次計画の表現も踏まえつつ、ジェンダー統計だけ、③から独立させて、④として新しく立てまして、「男女に置かれている状況を客観的に把握するための統計(ジェンダー統計)の充実の観点から」云々ということで、男女別データを年齢別、都道府県別にも把握できるように務めるということ。

男女共同参画に関する重要な統計情報を国民にわかりやすい形で公開するとともに、統計法に基づく二次利用を推進するという表現を追加しているということでございます。

○池永総務課長 続きまして、「3 地方公共団体や民間団体等における取組への支援」の部分です。

(1)の基本的方向のところで、これは男女共同参画センターについて追記してございます。男女共同参画センターにつきましては、81ページのイのところで具縦的な施策が書いてあるのですけれども、いきなり具体的な施策ということではなくて、意識啓発を初めとする役割をきちんと書くべきという御意見がございましたので、この基本的方向のところで、3次計画の記述ぶりなどを参考にして、役割をきちんと書いているというものでございます。

81ページ、このあたりの直しというのは、男女共同参画センターということで文言を統一したというものがございしますが、イの①のところで、これは男女共同参画センターの機能に研修を追記すべきという御意見でございましたので、追記してございます。

82ページの⑤の部分ですけれども、これは男女共同参画センターが非常に財政面で厳しいという状況の中、財政支援すべきだという御意見がございましたので、ここは財政措置を行うよう、地方公共団体に働きかけるという形で入れてございます。

その下の⑥ですけれども、これは3次計画には指定管理者の選定基準の検討、職員の意見の運営の反映というものがあつたのですけれども、4次計画でもそういうことを書くべきといったような御意見がございました。それに関しては、その趣旨を踏まえて、指定管理者に求められる資質について、地方公共団体に周知するとか、現場の職員の声を反映するといったようなことを記述してございます。

きょう御欠席の林委員からも、男女共同参画センターについて、活用機能強化が重要だという御意見をいただいております。今、申し上げたような役割の記述、財政措置、運営管理のあり方という部分は、林委員の御意見にも沿っているのではないかと考えております。

以上です。

○鹿嶋会長　ありがとうございます。

Ⅲ、Ⅳを含めて、もう最後の議論になりますが、御意見、御質問があれば、お伺いしたいと思います。

○二宮委員　項目12のところなのですが、4点ほど指摘させてください。

75ページの1、(1)のところで、施策の基本的方向の2行目のところです。ここが一応、本文中は初出になるので、「国際規範・基準」の次のところに、国連婦人の地位委員会しか明記されていないので、女子差別撤廃委員会や国連婦人の地位委員会等のという形で主な関連機関を明確に示していただきたいというのが1点です。

2点目は、同じく75ページのアの③です。国際的な潮流を踏まえつつ、日本国内の国連機関と連携を図るとともに、この後に、「遵守プロセスのあらゆる段階を通じ、」NGOとの対話連携に努めるということで、今までも専門調査会等のやり取りを通じて、なかなか後手後手に回るといような形で、対応の全てにおいて反映する機会とか、うまく意見を反映する機会を逸したケースとかも見られますので、なるべく早い段階からきちんと対話連携できるように努めるという趣旨の表現にしていただければと思います。

3点目ですけれども、76ページの⑤に関してです。女子差別撤廃委員会からの見解等がありますが、見解は一般的見解を示しているものと思われるので、見解・勧告等に関し、という形で、勧告も一応ここに入れていただきたいというのが一つ。

勧告の後、ちょっとくだいようなのですけれども、いろいろな懸念がパブリックコメントとか公聴会等でも出てきていますので、内閣府を始めとした取組みにおいて、熱意とかその思いにおいて、NGOとそごがないと思われるので、「同条約の積極的順守の観点から男女共同参画会議は、」というように形でつなげていただいて、さらにその後の「求め、必要に応じて」に関しても、ここも文言だけを見ると若干ボタンのかけ違いのような状況が生じているようなので、「求め、」の後に「対応が不十分と認められる場合には、その必要に応じて」というような形とすることで、必要に応じてというのはやるかやらないかの自由な選択を意味するわけではなくて、不十分な場合には、きちんと対応するというような趣旨の文章を入れて強調していただければと思います。

あと最後の点は、76ページの2の「(1) 施策の基本的方向」のところの4行目です。今の文章だと「あらゆる段階、」というように形で、ここがどこに飛ぶのかがわかりにくいので、基本的に開発協力のあらゆる段階全てにおいてという意味合いですから、「や」の文字を入れて、さらに「国際的な政策方針決定過程への女性の積極的な参画」と続ける。この「積極的な参画」が2つにきちんとかかるように「段階」の後ろに「や」という一文字を入れていただければと思います。

以上です。

○鹿嶋会長　ありがとうございます。

ほかには御意見はありますか。

○渡辺委員 79ページにジェンダー統計のことが書かれていまして、統計をとるだけではなくて、それが利用できるよというこまで書かれていて非常によくなったと思います。その中で、把握というのは捉え方にもよって異なり、単に数字を並べるだけで把握したという捉え方もできるのですが、ここで目的としているのはそうではなくて、男女で差があるのか、問題がどこにあるのかということをしかり認識するということだと思ひます。例へば年齢別、都道府県別にも把握できるというところを、把握分析できるというようにしていただくと、最後に書いてあります二次的利用というの、さらに効果的にできると思ひるので、「分析」という言葉を一言入れていただきたいと思ひます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

ほかには、どうぞ。

○高橋委員 先ほど御指摘のありました、女子差別撤廃条約との関連で追加の意見でございます。パブリックコメントのほうの49ページです。下から黒丸で6つ目でしょうか。「国連に関する情報、特に、女性差別撤廃条約についての情報を、内閣府男女共同参画局や外務省等は、様々なメディアに対して積極的に提供すべき」と。このことを踏まえて、意見とその理由を申し上げたい。

まず具体的な意見は、76ページの上から3行目でございます。先ほど⑤女子差別撤廃条約に基づく女子差別撤廃委員会からの見解、その後に「・勧告」というのを追加してほしいという意見がございました。私もそれでいいと思ひますが、私はそれに加えて、勧告や政府見解という文言もぜひ入れていただきたい。

そして、もう一つは、見解や政府見解などに関し積極的に情報を開示し、ということもぜひ入れていただきたい。理由を申し上げますと、御承知のようにUNESCO記憶遺産の国際諮問委員会で「南京虐殺」については登録と決定されたのですが、私は外務省の依頼で会議に出席いたしましたけれども、日本は共同通信以外の新聞社は全く取材に来ていないのです。これは非常に奇異に感じまして、なぜこんなに大事な会議に、朝日も読売も毎日も来ていないのか。中国や韓国はたくさん来ているのにですね。情報を余り開示してくれないから、行っても取材できないのだと、新聞社の人はこう言っています。

なぜこんなことを申し上げるかという、76ページの下のところ、男女共同参画に関する国際的なリーダーシップということが求められている。当然、女性の人権侵害という視点で、いわゆる「従軍慰安婦」問題が来年、再来年、大きくクローズアップされます。それは来年2月のジュネーブでの国連の会議でも、このことについての議論がありますし、3月にこれも既にマスコミが報じておりますけれども、中国、韓国、台湾、北朝鮮、オランダ、フィリピンが「従軍慰安婦」についてユネスコに共同申請すると。この議論がまた2年後のユネスコ国際諮問委員で決定されるという見通しになっておりまして、申請された資料をオープンにして、かつ公開した議論をきちんとやっていくかということが問われております。

例へば国連のクマラスワミ報告書というのがありますが、それに対して外務省は反論書

を実は用意して、見事な反論書なのですが、これを英語で公開していたら、かなり混乱は収まったのではないかと考えておりますが、衝突を恐れて、公開しなかった。

このいわゆる「従軍慰安婦」問題について、新たな政府見解が国連に送られると伺っております。そういうこともありまして、勧告の後に「や政府見解」という言葉をぜひ追加していただきたい。それは2年後、いずれしても結論が出るわけですが、それは教育にも関係してまいりますので、では、「従軍慰安婦」について教育でどう扱うかということも、この4次計画と影響がございますので、ぜひそのことも追加をしていただきたいという要望でございます。

○鹿嶋会長 一応持ち帰りますが、なかなか難しいという点はあって、実は第3次計画のときも高橋委員とは立場が違う方の意見があったのです。かなり強い意見であって、従軍慰安婦をぜひ入れてほしいと。私は第3次計画のときに会長をしていましたが、お断りました。なぜかという、当時は従軍慰安婦に関し、かなり世論が割れていたのです。それについて入れるのは難しいということで、いわゆる従軍慰安婦という言葉ではなく、戦場の性被害とか、そういうような言葉に置き換えたのです。そのようないきさつがあります。おっしゃる趣旨はわかります。わかりますけれども、検討しますけれども、そういう難しさがあって、過去にそういう経緯があったということだけはお伝えしておきたいと思っています。

○高橋委員 政府見解という言葉を入れるだけです、中身を書けというわけではありませんので、御検討をお願いします。

○二宮委員 もし仮に入れるということになるのであれば、⑤よりも②ですかね。75ページの②のところで、国際的な議論等についてとあるので、そちらのほうがより適切だろうとは思います。

○高橋委員 ②でも私は結構です。

○鹿嶋会長 入れる、入れないはまだわかりません。さっき二宮委員のほうは、ほかに同条約の積極的順守の観点から、というのは、⑤のところの「男女共同参画会議は」の上に入れるということだったのです。この辺はいろいろと難しいので、全部引き取って再考します。

○二宮委員 はい。「政府見解」に関しては、入れるのであれば、情報公開という意味で言うと、⑤ではなく②のほうがより近いと思われます。

○鹿嶋会長 参考意見として聞いておきます。

ほかにありますか。どうぞ。

○柿沼委員 済みません、前に戻ってしまって申しわけないのですけれども、よろしいでしょうか。

○鹿嶋会長 前に戻っての質問、意見は最後にお聞きします。工藤委員、どうぞ。

○工藤委員 小さいことなのですが、73ページの一番下の行のところで、多様な主体というのを入れていると思うのですが、子供、高齢者、障害者、外国人等と

いう、こうやって羅列されると、若者というのは書いてもらえないのかなと。どこまで細かく書くかということなのですが、今回こういう男女共同参画社会の構想といったときにも、やはり若者の主体的な参画はすごく大事だと思うのですが、これはずっと読んでも余り出てこない。女性、男性、子供、高齢者、子育ては出てきますが、若者というのが出てこないというのがすごく気になっていまして、こうやって書かれると、やはり若者を入れてほしいなと思ってしまいますが、それを言い出すと切りがないと思いますので、意見だけ述べさせていただきたいと思いました。

○鹿嶋会長 若者については5ページの「世代を越えた」という表現にしていまして、子供は別としてね。

○工藤委員 もうちょっと、ここに積極的なこれからを担うという人たちのものが入るといいと思います。

○鹿嶋会長 検討させてください。

○工藤委員 もう一つは79ページ、これも細かいのですが、③で新しく入れていただきました男女の育児・介護等無償労働の時間の把握とありますが、これは特に時間だけということ強調したいのか。あるいは無償労働の状況の把握なのか。時間を入れたら、例えばその評価とか、そこで言っている育児・介護等無償労働の中身とか、そういういろいろなことが問題になってくると思うのですが、そこも御検討をいただきたいと思いました。1つの文言がはっきり入ると、ほかのところはどうなのかと気になってくるので、済みません、御検討いただければと思います。

○伊藤調査課長 この点につきましては、まさに外で働くときの賃金とかでは測れない無償の労働部分についての話なのですが、ここには大きく2つの流れがあります。1つは、そういう数値的にしっかり評価をするために経済活動との関係で、例えばGDP統計との関係は国連の中でも議論があつて、検討、研究は進められておりますし、それは三次計画の中でも、貨幣的な評価について記載され、社会生活基本調査が出た後に、内閣府経済社会総合研究所のほうで推計した、数値として計算した結果は出されております。

問題はそれをどのように評価するかですが、国際的にも議論があります。一方で、今、国連では、持続可能な開発目標をこれから新しく定めていくこととなっていますが、その中では、いわゆる育児・介護等の時間の把握、これは日本では社会生活基本調査を実施すれば、データとしてはとれてくるということになります。そういったことをしっかり進めていこうという趣旨で今回追記しているものでございます。貨幣評価については、一応、一定の研究結果について3次計画期間中に行いまして、その数値的なものについては白書にも紹介したということもございまして、一定の結論は出たと理解しております。

○工藤委員 お伺いした趣旨は、従来この時間の量の面での比較はかなりなされていまして、そうすると日本の男性が著しく不利になるのですが、これからの無償労働の評価、全体的な社会的な評価と言ったときには、こういう時間を量だけで押さえることは、むしろ私は危険なのではないかと考えていまして、こういうふうに入時間と入れるのであれ

ば、そこで言われてる時間の量の内容は何か、どういう家事が対象となっているのか、あるいはそもそもその社会で家事の位置づけ等、もう少しほかのものも実態が把握できるようなものを入れていきますし、新しい見方が出てくることが、恐らくこれからの無償労働の正しい評価になってくるのではないかという趣旨でお伺いいたしました。

○鹿嶋会長 わかりました。これは時間についてだと。時間以外だと、どういう分析をすればいいでしょう。同じような趣旨で、NHKの国民生活時間調査というのを今もやっていると思うのですけれども、かつて家事の中身を分析したものがありません。洗濯物干しとか、いろいろなものをね。ただ、我々のデータに示されているのは、おっしゃったように、男性17分とか、育児・家事のトータルで30分とか、そういう数字データです。その結果、欧米に比べて物すごく低いということになってしまって、日本の男はだめだという話になるのですけれども、ただ、家事・育児といっても男のやるものはたいしたことないのです。だから、時間だけの比較で本当にいいのかという疑問は私もあります。

○工藤委員 やはり参画しにくい要件というのが把握できないと、時間だけを並べて、もっとしろと言っても、それはずっと言ってきています。でも、進まないというところなので、もう少し違う比較があるのではないかと思います。

○鹿嶋会長 難しいかもしれませんが、考えさせてください。
どうぞ。

○天日委員 細かいことなのですが、74ページの新しく追加された「仮設住宅や災害公営住宅において孤立しがちな男性に対する支援に資するよう事例等の情報を提供する」というところが気になりました。確かに男性のほうがこういうところで溶け込めなくて孤立するということだと思うのですが、どれくらいの比率なのかはよくわかりませんが、例えば男性のほうが7～8割、女性が1～2割だとしても、男性と限定する必要があるのかなと。やはり男女両方なのではないかと疑問に思うのですが。

○鹿嶋会長 実は今、伊藤調査課長にもこれは男でいいのかと言っていたのです。男性に対する支援と限定してしまっているのかと言っていたのですが、天日委員の言っていることは確かです。私も同じような疑問を持ったのですが、これはどうですか。

○池永総務課長 確かに男性だけではないかもしれませんが、かなり男性に如実にあらわれるという意味で、特に男性の視点をもっと入れるようにという御意見があったものですから、現段階では、このような記述になっております。特に男性のほうがこういった問題が多く起こり得るというつもりですが、男性に限定したわけではないのですけれども、そこはまた考えさせてください。

○鹿嶋会長 今おっしゃったような疑問が出る可能性がありますので、考えます。
ほかにはよろしいですか。

○鈴木委員 66ページの一番上のところです。私も公聴会に何カ所か行かせていただいて、この修正は共感するところなのですが、夫・父親の後に「企業・団体」。これは多分いろいろな言葉を検討されたのだと思いますが、先ほどの御説明だと、団体に自治体だとか政党

が含まれるというふうに読むという話で、議事録を残すことでそうなるということかもしれません。ただ、この点に問題意識のある関係者の間では、例えば地方議会の議員の方々などが頭に浮かぶわけで、この書き方で自治体とか政党とか地方議会議員とか、そういったところまで読めるのかどうかという点で、もう一工夫があったほうがいいのではないかと思います。

案としては、そこの記述が厚くなって、「夫・父親」、「若年男女」という一般的な人々の言い方の間に、名指しで「企業・団体の経営者・管理職等の立場にある男性」というのが挟まってしまっています。まずこの間に挟まったところは「企業・団体の経営者・管理職等の影響力を持つ立場」とか「影響力の大きい立場」と書けばいいのですが、書けないとしたら、「経営者・管理職等、指導的立場にある男性」というふうに整理をして、その上でここは「夫・父親、若年男女並びに企業団体・経営者云々」というふうに順番を整理をして書いたほうが、オピニオンリーダー的な男性の問題であるということが、現状の書き方よりはわかるようになるのではないかと思います。

○鹿嶋会長 鈴木委員は御承知だと思うのですが、ワーキングチームの中でこれはかなり議論が出たわけですね。団体というものを民間の団体と同時に、公的な団体もこの中で読み込もうということで、この団体という言葉に落としたのです。ですから、これをまたばらすのはつらいような感じもします。

○鈴木委員 ばらす必要はなくて、指導的立場にあるという言葉は補ってはどうかということです。そして、ばらすのではなく、夫・父親、若年男女という、人々を一般的に指す名詞の間に、団体という言葉が入って分厚くなった言い回しが間に挟まれることになってしまっているので、そこは夫・父親、若年男女ということを書き、プラスその後にもう少し違う書くべき対象者たちのことを書くという順番のほうが読みやすいのではないかと思います。判断は全て会長にお任せいたします。

○鹿嶋会長 池永さん、コメントはありますか。

○池永総務課長 これは原文だと、夫・父親と経営者・管理職で、また若年男女となるので、並びも含めて考えさせてください。

○鹿嶋会長 ほかによろしいですか。

それでは、全体を通しての意見ということで、柿沼委員、どうぞ。

○柿沼委員 13ページの「1 政治分野」に対してなのですが、これは基本的な考え方ですので、そのところで、これは注文なのですが、国における女性の参画拡大の①、②、地方における女性の参画課題の①とかウの①とか、区切りがなく、何が言いたいのかというところが、わざとぼかしてあるのかどうかはわかりませんが、隣の司法分野の分野に比べると、もう少し明確に積極的な言葉で切っていたほうが一つの事例としては、例えば地方における女性の参画拡大を把握するとともに云々とか、とにかくだらだらと続いていく文言なのですが、この政治というのが非常に女性のことで日本が占めている一つの要因の分野でもありますので、少し書きぶりを考えていただければと思

いますが、いかがでしょうか。

○鹿嶋会長　いかがでしょうかと、即答できる問題でもないのですが、似たような趣旨の質問や意見は公聴会でも出ました。なかなかそのあたりの説明は難しいのですけれども、私はどういう説明をそのときしたかという、計画と運動は別に考えていると言ったのです。ある程度運動を盛り上げていただいて、ある程度の機運が出てから計画のほうに落とし込む。基本計画は行政のアクションプランですから、何度も言っていますけれども、なかなか大胆なところまでは踏み込めない悩ましさも当然あるわけです。私は個人的な考えとしては、運動みたいなものがある程度盛り上がらないと、特にこの分野はなかなか書きにくいのかと思っています。

政治主導で機運が盛り上がれば別ですよ。その動きが出てくれば別ですけれども、なかなかそのあたり、一部の議員さんの間ではそういう動きも出ていますが、クォーター制に関するようなものとか出ていますが、大きなうねりにはなっていない。そういうことも考えると、このくらいの感じが落としどころかなと。公聴会では第3次計画と表現が余り変わっていないということで厳しい指摘も受けましたが、そういうような説明をしてきました。

○柿沼委員　この基本的な考え方を受けて計画が策定されるわけですから、基本的な考え方よりも計画が進むということは、普通はあり得ないかなと思いますので、基本的な考え方がどれだけあって、そこで計画がどの程度まで制定されるかということの中で、百歩譲って文言を2つくらいに区切ってもらって、わかりやすくするとか、その程度は考慮していただいたほうがいいかなと思います。

やはり世界の動きと日本の動きが、日本も努力しているのにどんどん置いていかれているというのは、やはり速度の違いかなというところもありますし、この考え方がそのままそっくり計画に100%投影されるということまでも皆さんが思っているわけではないですが、考え方がなければ、計画は進まないということもありますので、そこら辺をお願いしたいと思います。よくわかりますので、ぜひお願いします。

○鹿嶋会長　検討させてください。

では、かなりの部分を持ち帰ることにしまして、私と事務局で検討を始めるようにします。次回の専門調査会で、今の議論を皆様に再確認していただくことにしたいと思いますが、次回の最終回は幾つかさらに議論いただきたい点もございます。ということで、そういうプロセスを踏んで答申案をまとめたいと思っております。

本日の議事は以上です。最後に事務局から連絡があります。

○伊藤調査課長　本日は御審議ありがとうございました。

次回の第12回の計画策定専門調査会の日程につきましては、別途お知らせさせていただきます。

○鹿嶋会長　それでは、本日はこれで専門調査会を終了いたします。皆さん、どうもありがとうございました。